

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 木 村 清
同 佐 藤 博
同 佐 藤 和 良
同 赤 津 一 夫

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象
農林水産部

2 監査実施期間
平成29年 4 月13日から平成29年 7 月13日まで

3 監査の範囲
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切か。
- (3) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (4) 契約書、見積書等関係書類が確実かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適正か。
- (5) 財産の取得及び処分の手続きが適正になされているか。

5 監査の方法

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一

部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料等の算出に誤りのある例又は算出式に統一が図られていない例が認められた。

（農業振興課、卸売市場）

※ いわき自然休養村協力会に対する行政財産使用許可に伴うフラワーセンターライフ館の電気料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがある場合として算出すべきところ、当該通知と異なる取扱いにより算出していた。【類例1件あり】

また、卸売市場施設に係る電気等の費用の計算は、市場業務条例及び市場業務条例施行規則の規定により、計器によるものとなっているが、電気料金と水道料金等の算出式が異なるものとなっていた。

いわき市財務規則

（光熱水費等の負担）

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日財政部長通知）

2 徴収の方法

(1) 電気代

① 子メーターがある場合

使用許可部分を含む施設に係る請求金額 × $\frac{\text{使用許可部分の使用量}}{\text{使用許可部分を含む施設の使用量}}$

② （略）

(2)～(3) （略）

いわき市中央卸売市場業務条例

（使用料等）

第68条 （略）

2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

3 （略）

いわき市中央卸売市場業務条例施行規則

（使用者の負担する費用）

第90条 条例第68条第2項に規定する、使用者が負担する市長の指定する費用は、次の各号に掲げる市場施設に係る電気、汚水処理、水道及び場内電話（以下「電気等」という。）の費用とする。

(1) 卸売業者売場

- (2) 仲卸業者売場
 - (3) 買荷保管積込所
 - (4) 倉庫
 - (5) 冷蔵庫
 - (6) 金融機関建物
 - (7) 関連商品売場
 - (8) バナナ加工所施設
 - (9) 関係業者事務所
 - (10) その他市長が指定する施設
- 2 前項の費用の計算は、計器による。ただし、これによりがたいときは、市長の認定によることができる。
- 3 (略)

いわき市地方卸売市場業務条例

(使用料等)

第61条 (略)

- 2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）で市長の指定するものは、使用者の負担とする。
- 3 (略)

いわき市地方卸売市場業務条例施行規則

(使用者の負担する費用)

第75条 条例第61条第2項に規定する市長の指定する費用は、次に掲げる市場の施設に係る電気、上下水道及び内線電話（以下「電気等」という。）の費用とする。

- (1) 卸売場
 - (2) 仲卸売場
 - (3) 買荷保管積込所
 - (4) 倉庫
 - (5) 関連商品売場
 - (6) 買受人詰所
 - (7) 関係業者事務所
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する施設
- 2 前項の費用の計算は、計器による。ただし、これによりがたいときは、市長が認める方法によることができる。
- 3～4 (略)

2 収入事務（その2）

フラワーセンター施設使用料に係る減免事務において、使用料免除の適用に不適切な例が認められた。

（農業振興課）

※ フラワーセンター施設使用料が免除となる団体の基準は、いわき市フラワーセンター条例施行規則第5条別表の規定により、「いわき市内に居住している65歳以上の老人の団体が施設の設置目的に基づいて行事を行う場合」となっているが、適用する団体の基準が未整備のまま、株式会社（通所介護事業所）が申請した場合にも使用料を免除していた。

いわき市フラワーセンター条例

（使用料の減免）

第9条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

いわき市フラワーセンター条例施行規則

（使用料の減免）

第5条 条例第9条の規定に基づき、使用料の減免をできる範囲は、別表のとおりとする。
別表（第5条関係）

種類	内容	率
減額	(略)	(略)
免除	1 市又は他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用のために使用する場合 2 <u>いわき市内に居住している65歳以上の老人の団体が施設の設置目的に基づいて行事を行う場合</u> 3 その他市長が特に認めたもの	

3 収入事務（その3）

川前活性化センター使用料に係る収入事務において、減免決定前に減免後の使用料を徴収している例が認められた。

（農地課）

※ 平成29年3月25日に使用許可を行い、また減免の申請がなされた川前活性化センター使用料は、同日付で収入しているが、減免の決定は同月29日に行われており、減免決定前に減免後の使用料を収入していた。

いわき市川前活性化センター条例

（使用料）

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより算出した額の使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

いわき市川前活性化センター条例施行規則

（使用料の減免）

第4条 条例第7条の規定により使用料の減免をする場合及び減免率は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、川前活性化センター使用料減免申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。
- 3 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、使用料の減免をする場合に該当することを証する書類の提出を求めることができる。
- 4 市長は、第1項の使用料の減免をするときは、川前活性化センター使用料減免通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

4 収入事務（その4）

湯の岳山荘使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(林務課)

※ 湯の岳山荘使用料については、市財務規則第54条第5項の規定に基づき、受領した現金をその翌日までに指定金融機関等へ払い込まなければならないが、平成28年8月11日（木）から同月15日（月）までに受領した現金について同月16日（火）に払い込まれていた。また、当該期間以外における使用料についても、おおむね一週間単位で払い込まれていた。

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 (略)

(徴収又は収納事務の委託)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 第49条の3第1項の規定は、収入事務受託者がその徴収又は収納に係る収入金を払い込む場合の手続きについて準用する。この場合において、同項本文中「出納機関は」とあるのは「収入事務受託者は、会計管理者が別に定める場合を除くほか」と、「現金等払込書（第16号様式）」とあるのは「現金等払込書（第16号様式）及び収入金の内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」と、「指定金融機関等」とあるのは「会計管理者又は指定金融機関等」と読み替えるものとする。

6 (略)

5 支出事務

補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。

(農業振興課)

※ 農林水産物風評被害対策事業補助金の交付に係る事務について、市補助金等交付規則を事務処理根拠として交付決定を行っていた。補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、同規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要があるが、個別の補助金交付要綱が整備されていない。

補助金見直し指針（総務部総務課／平成25年2月策定）

(抜粋) 4～5ページ

5 交付基準

補助金の適切な執行を図るため、新たな補助金の創設や既存補助金の見直しを行う場合の統一的な交付基準を次のとおり定めます。

(1)～(6) (略)

(7) 補助金の交付要綱の制定

補助金を交付する場合は、個別の交付要綱を制定することとします。また、すでに交付要綱が制定されている場合においても、公平性や透明性を高める観点から、補助対象事業や補助対象経費等を明確化するなど、必要な見直しを行います。

(8) (略)

6 契約事務（その1）

契約締結の事務は、予算執行の行為であるため、平成28年4月1日以後に行わなければならないが、同日前に行われていた。

(農業振興課)

※ 農業系汚染廃棄物処理事業に係る一時集積所の土地賃貸借契約に関する事務について、平成28年度の予算執行とするときは、契約締結の事務を平成28年4月1日以後に行わなければならないが、同年3月18日に行われていた。

地方自治法

(会計年度及びその独立の原則)

第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 (略)

(総計予算主義の原則)

第210条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

7 契約事務（その2）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(林務課)

※ 田人町荷路夫字焼倉立木処分に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第1項の規定による「一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とする」必要な措置が講じられていなかった。

また、同条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」も講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中

にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

（抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

いわき市暴力団排除条例

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れぬこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

<意見又は要望とする事項>

1 特定事項（第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金について）

第四期新農業生産振興プラン（以下「プラン」という。）は、上位計画である「いわき市農業・農村振興基本計画」における生産振興部門の行動計画として、「経営、生産、ブランドの3つの力でパワーアップ いわきの農業」をテーマとし、農業における「経営」「生産」「流通・消費」の3つを柱に、より特色ある農業の実現のため、「いわき昔野菜の普及拡大」「6次産業化の推進」「直売所の魅力向上」「供給力（生産）の強化」の4項目を施策展開における重点戦略と位置づけたものであり、プランに基づき、農業の生産振興に係る事業を行う者に対し、第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金を交付しているところである。

補助金の交付にあたっては、プランの具現化を目的とする推進事業を公平かつ効果的に実施するため、第四期新農業生産振興プラン推進事業検討委員会を設置し、事業主体者が作成した推進事業計画の内容について、プランの振興施策との合致、事業効果等の評価を行い、推進事業の採択を行っており、推進事業の履行確認は、関係書類の点検はもとより、事業主体者立会いの下、現地調査による導入物の確認等を行っている。

しかしながら、補助金を活用した推進事業の導入後の効果について、推進事業計画には目標年度における生産量等の成果目標が記載されているものの、目標の達成状況の検証作業等はなされていない状況にある。さらに、同一の事業主体者が毎回異なる推進事業を計画した場合においても、推進事業の内容がプランの振興施策と合致し、事業効果が見込まれる場合には、以前に交付した補助金による目標の達成状況にかかわらず、補助金の交付を妨げない仕組みとなっている。

このため、補助金の有効性を確保する観点から、推進事業の目標年度における成果目標の達成状況など事業効果の検証や、目標達成状況を補助採択や補助率に反映させるなどの仕組みを構築し、いちごやトマトなど、いわきらしい多様な園芸作目の栽培を推進する特色ある農業の実現を望むものである。

（農業振興課）

2 特定事項（イノシシ被害対策に関する取組みについて）

平成28年10月に、市農業委員会から市長に提出された「農地等の利用の最適化の推進に関する意見等」においては、前年度に引き続き、重点項目「イノシシ被害対策の拡充」の中で、イノシシの捕獲頭数の適切な設定並びに捕獲報奨金の予算確保の継続などが要望されている。また、平成29年5月28日に開催された川前地区まちづくり懇談会では、「イノシシ対策について」が懇談事項となり、提案者からは農作物への被害軽減が達成されないことによる農業生産意欲の減退が強く懸念されるなど、イノシシ被害対策は市民にとって強い関心事項となっている。

鳥獣被害防止対策を総合的かつ効果的に進めることを目的に制定された鳥獣被害防止特措法第13条第1項では、「国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行う」と定めている。

また、鳥獣被害防止特措法第3条第1項に基づき、農林水産大臣が策定した「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」（平成27年5月29日付け農林水産省告示第1396号）では、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣による農林水産業等に係る被害を的確に把握することが重要であり、市町村は、「被害の程度や場所、被害傾向の季節的変動等の把握が被害防止の観点から有効であることに鑑み、可能な限りこれらについて把握するよう努める」とされている。

本市のイノシシ被害防止施策の実施体制としては、「いわき市鳥獣被害防止計画」に基づく「いわき市鳥獣被害防止対策協議会」が設置されている。協議会は、市のほか、いわき市農業協同組合、いわき市農業共済組合、いわき市森林組合、NPO法人鳥獣被害防止研究会が構成機関となっており、市は、農業振興課が事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行っているところである。

しかしながら、農業振興課で把握しているイノシシによる農作物被害状況は、いわき市鳥獣被害防止対策協議会の構成機関である農業共済組合からの情報が中心であり、イノシシ捕獲報奨金交付制度や捕獲許可事務を担当する環境企画課や、地域の窓口である支所等で有しているイノシシの出没や被害情報を分析する仕組みが十分なものとは言えないのが現状である。

「いわき市鳥獣被害防止計画」の計画期間は平成27年度から29年度であり、次期計画の策定に向け、現行計画における被害防止対策がどのような効果を上げているかを検証するにあたっては、市域全体だけでなく、地区別の分析も行う必要があると考える。農業振興課においては、いわき市鳥獣被害防止対策協議会の構成機関のほか、環境企画課や各支所とも更なる連携を図り、被害の的確な把握に努め、柔軟な組織体制の検討を含む効率的・効果的な被害防止対策を進めることを望むものである。

（農業振興課）

3 財産管理事務（財産区における財産管理について）

財産区は、市の一部の区域で財産を有し又は公の施設を設け、その区域内の住民の福祉を増進することを目的に、その財産等の管理及び処分を行う権能をもった特別地方公共団体であり、本市においては、山林を財産とする5財産区と、温泉を財産とする常磐湯本財産区が設置されている。

平成28年度の支所定期監査において、各財産区の財産管理の実態を調査したところ、正確な現況の把握をはじめ、財産管理事務のあり方に疑問が生じる結果となったことから、「財産区事務を所管する支所はもとより、各財産区の管理運営の調整や指導の役割を担う担当部署においては、課題解消に向けた安定的な自主財源の確保と、より効果的・効率的な保有財産の活用を図るため、保有財産の正確な実態把握と適正な管理に努められたい。」との意見を付したところである。

いわき市行政組織規則においては、林務課の事務として「財産区（常磐湯本財産区を除く。）に係る事務の調整に関すること。」が規定され、いわき市職務権限規程においては、農林水産部長の特定専決事項として「財産区（常磐湯本財産区を除く。）の管理運営の調整及び指導」と規定されている。

このことから、5財産区の事務について、各支所における状況を把握し、事務処理における問題点等を洗い出したうえで、市の公有財産管理に関する部署（施設マネジメント課）とも連携し、事務処理の整理及び統一化を図るなど、財産区において保有財産の正確な実態把握と適正な管理が行われるよう、適切な対応に努められたい。

（林務課）